

流域治水に関する事業への財政支援について

近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」への転換を進めることが必要との考えが、国より示されている。

この考え方のもと、各一級水系に設置された河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会において、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像についての議論が進められた結果、令和3年には「流域治水プロジェクト」として策定・公表されており、今後は、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速することとされた。

一方で、国は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」として、本対策における公共事業に伴う地方公共団体の追加負担の軽減を図るために予算措置を施しているが、流域治水に寄与する施策に広く活かされてはいない実情がある。

具体例として、河川事業では、国等が管理する一級及び二級河川について幅広い事業が対象となっている一方、準用河川等で行う流域貯留浸透施設の整備等については対象外となっており、流域治水を進める上で財政上の負担が課題となっている。

特に、一都三県では全国人口の約3割が集中しており、市民の命と暮らしを守るために、地方公共団体は各自定める「国土強靭化地域計画」に基づき、より一層取組を推進していく必要がある。

については、地方公共団体が「流域治水」の加速化を図り、「国土強靭化地域計画」に係る取組を推進するため、次の事項を要望する。

- 1 水災害対策の実施主体である地方公共団体が、事業規模に影響されず、財政支援を受けられるよう、社会資本整備総合交付金交付要綱の基幹事業において、準用河川等で行う事業についても一級及び二級河川と同様の対象とすること

2 地方公共団体が「国土強靭化地域計画」に基づき計画的に治水対策等を推進するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」のみならず、必要な予算を安定的・継続的に確保すること

令和4年 月 日

国土交通大臣 斎 藤 鉄 夫 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	山 中 竹 春
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎